

議案第64号

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い関係条文を整理するため及び個人番号の独自利用を行う事務を追加するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年北名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の愛知県上乗せ分の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	後期高齢者の福祉のための医療費の支給に関する事務

	であって規則で定めるもの
5 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の愛知県上乘せ分の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報及び障害者関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	北名古屋市医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	後期高齢者の福祉のための医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報及び生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	母子保健法による養育医療に要する費用の支給に関する事務であって	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	て規則で定めるもの	
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報、自立支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、年金給付関係情報、養育医療給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。